

七尾学園益田東高等学校吹奏楽部後援会会則

- 第 1 条 本会は益田東高等学校吹奏楽部後援会と称し、事務局を益田東高等学校に置く。
- 第 2 条 本会は、会員をもって組織し益田東高等学校吹奏楽部を後援することを目的とする。
- 第 3 条 本会の会員は、吹奏楽部保護者、吹奏楽部卒業生、一般で構成する。
- 第 4 条 本会には次の役員を置く。
- | | | | |
|------|-----|------|-----|
| ■会 長 | 1 名 | ■副会長 | 2 名 |
| ■顧 問 | 若干名 | ■理 事 | 若干名 |
| ■監 事 | 2 名 | | |
- 第 5 条 本会の役員を選出方法は次の通りである。
1. 会長は、総会において選出する。
 2. 副会長は、会長がこれを委嘱する。
 3. 顧問、理事、監事は、会長がこれを委嘱する。
- 第 6 条 役員任期は2カ年とする。但し、再選を妨げない。
- 第 7 条 役員職務は次のとおりとする。
1. 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
 2. 副会長は、会長を補佐し、会長が事故ある時はこれを代理する。
 3. 顧問は、会長の諮問に当たる。
 4. 理事は、委嘱された会務の遂行に当たる。
 5. 監事は、会計の監査をする。
- 第 8 条 本会は、その運営を円滑にするため、役員会を設ける。
- 第 9 条 役員会は、会長、副会長、理事をもって構成し、当面する諸問題を円滑に処理する。
- 第 10 条 本会は、年1回総会を開催し、会務、会計報告、その他必要事項を協議する。
- 第 11 条 本会で協議された案件は、出席者の過半数以上の承認を持って議決される。
- 第 12 条 会員は毎年の会費として、個人の場合は一口¥3,000以上加入するものとする。
また、団体の場合は二口¥6,000以上加入するものとする。
- 第 13 条 本会の経費は、会費（毎年定額）・寄付金・その他雑収入を以って、これに充てる。
- 第 14 条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第 15 条 本会の会則の改定は、役員会で審議し、総会において決定するものとする。
- 第 16 条 本会の入会・退会については、後援会事務局へ連絡することとする。
- 付則 本会は、平成20年4月1日より実施する。